

令和 4 年度 後志広域連合人事行政の運用等の状況

後志広域連合人事行政の運用等の状況の公表に関する条例第 6 条の規定に基づき、令和 4 年度における後志広域連合人事行政の運用等の状況について公表します。

1 任免及び職員数に関する状況

本広域連合の職員は、地方自治法第 252 条の 17 の規定等に基づき、関係町村等からの派遣職員（以下「派遣職員」という。）で構成されています。

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までに、6 人が新規に派遣され、6 人を任用解除しました。

派遣職員数	新規派遣者数	任用解除者数
23 人	6 人	6 人

2 人事評価の状況

本広域連合において、人事評価は行っていません。派遣元が派遣職員の人事評価を行うに当たり、必要に応じて連携・協力を図っています。

3 給与の状況

派遣職員の給与は、一部手当（通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当）を除き、派遣元の給与条例等に基づき直接支給され、相当額を本広域連合から負担金として派遣元へ支払っています。

（1）人件費の状況

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B）／（A）
13,639,605 千円	10,616 千円	0.08%

※人件費には、派遣元に対する派遣職員人件費負担金は含まれていません。

（2）給与の状況

職員数 （C）	給与費			1 人当たり給与費 （D）／（C）
	給料及び期 末・勤勉手当	手当（広域連 合支給分）	計（D）	
23 人	0 千円	5,130 千円	5,130 千円	223 千円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

派遣職員の勤務時間、休日及び休暇については、後志広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、倶知安町の関係規定を準用することとなっています。

(1) 勤務時間及び休日等

1日の勤務時間			週休日	休日
始業時間	終業時間	休憩時間		
8時45分	17時30分	12時00分 ～ 13時00分	土・日曜日	・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始の休日 (12月31日から翌年1月5日までの日)

(2) 職員の休暇

年次有給休暇平均取得日数
14.7日

5 休業の状況

派遣職員の休業については、後志広域連合職員の育児休業等に関する条例に基づき、倶知安町の関係規定を準用することとなっています。令和4年度においては、派遣職員の休業はありませんでした。

6 分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数

休職	降任	免職	合計
0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分者数

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

7 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平均取得日数
1.9 日

(2) 職員の営利企業従事等許可の状況

許可件数
0 件

8 退職管理の状況

令和 4 年度に任用解除した派遣職員で、引き続いて地方公務員法第 38 条の 2 に規定する営利企業等の地位に就いた者はいませんでした。

9 研修の状況

派遣職員は、(株) ネットラーニングが実施した「リモートラーニングによるデジタル人材育成のための基礎研修」、北海道町村会が実施した「給与制度研修会」等を受講しました。

10 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理の状況

健康管理は、派遣元が実施することとなっています。

(2) 災害補償の状況

公務（通勤）災害認定件数
0 日

11 公平委員会の業務の状況

公平委員会の業務については、後志公平委員会が実施しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数
0 日

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

審査請求件数
1 件